

議第 77 号

呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

呉市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年呉市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p>

<p>(1) ～(5) 略 (実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1) ～(4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1) ～(4) 略</p>	<p>(1) ～(5) 略 (実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1) ～(4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1) ～(4) 略</p>
--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市固定資産評価審査委員会の審査手続における押印義務の見直しをするため、この条例案を提出する。